

米国特許法第 101 条の判断
～テンプレート発明の保護適格性～
米国特許判例紹介(181)

2026 年 4 月 10 日
執筆者 河野特許事務所
所長弁理士 河野 英仁

GOTV STREAMING, LLC,
Plaintiff-Appellant
v.
NETFLIX, INC.,
Defendant-Cross-Appellant

1. 概要

クレーム発明が、米国特許法第 101 条に規定する保護適格性を有するか否かは、Alice 最高裁判決¹で判示された 2 段階テストにより判断される。Step1 では、問題となっているクレームが、抽象的なアイデアを対象としているか否かを検討する。クレームが抽象的なアイデアを対象としている場合、Step2 に進み、クレームが抽象的なアイデア自体よりも「大幅に多くの」内容を記載しているかどうかを検討する。

本事件ではワイヤレスデバイスの画面サイズ及び機能に合わせてコンテンツを調整する発明の保護適格性が問題となった。

CAFC は、コンピュータ／ネットワークの通常の機能に改善はなく、抽象的な概念を実行するためのツールとして通常の機能を使用しているに過ぎないとして、保護適格性ありと判断した地裁判決を取り消した。

2. 背景

(1)特許の内容

GoTV Streaming, LLC は、本件で争点となっている 3 件の関連米国特許(8,478,245、8,989,715、および 8,103,865) を保有している。これらの特許は、ワイヤレスデバイスからコンテンツ要求を受信し、要求されたコンテンツをデバイスに配信してデバイスがレンダリング（視覚コンテンツの場合はデバイスの画面に表示）できるようにサーバが処理し、レンダリングされるコンテンツの仕様を要求元のデバイスの画面サイズ及びその他の機能に合わせて調整する手法をクレームしている。

代表的な 865 特許によれば、従来技術の解決策の一つとして、ソフトウェア開発者が

¹ *Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l*, 134 S.Ct. 2347 (2014)

無線機器の種類ごとにアプリケーションを「ゼロから」構築し、表示仕様を各種類（例えば、ブランド、モデル）に合わせてカスタマイズするという方法があった。特許によれば、無線機器のブランド及びモデルが急増するにつれ、機器に合わせたアプリケーションの開発プロセスはコスト高になり、パッチ適用及びアップデートにも時間がかかるようになった。

本特許におけるサーバは、要求されたコンテンツの汎用バージョンにアクセスし、表示されるページの一般的なレイアウト情報（画像などのコンポーネントの配置及び相対的なサイズ等）を含む「汎用テンプレートまたはページ記述」を作成する。次に、サーバは、画面サイズ等の「デバイスプロファイルとデバイスの機能に基づいてテンプレートを調整する」。さらに、サーバは「カスタム構成(構成データ)を生成する。これは、画面上の特定のアプリケーションコンテンツの「ルックアンドフィール」を提供し、ワイヤレスデバイスとその機能に「固有」である。なお、構成データは、「テキストのフォント、テキストの色、背景色、背景画像、境界線の太さ、境界線の色、メニューのフレームの色、メニューのスタイル」を決定するものである。

サーバは、ワイヤレスデバイスが既にカスタム設定を持っていない限り、カスタム設定をデバイスに送信する。サーバは設定データを「レンダリングブロック」に格納する。このブロックには特定の「レンダリングコマンド」が含まれる。ここで「レンダリングコマンド」とは、「ページコンポーネントの幅及び高さ等、ページコンポーネントをレンダリングするための記述」である。サーバは、レンダリングブロックを「ワイヤレスデバイス上でアプリケーションコンテンツをレンダリングするためのコンテンツのレイアウト、位置などを決定する一連の低レベルの基本コマンド」としてワイヤレスデバイスに送信する。

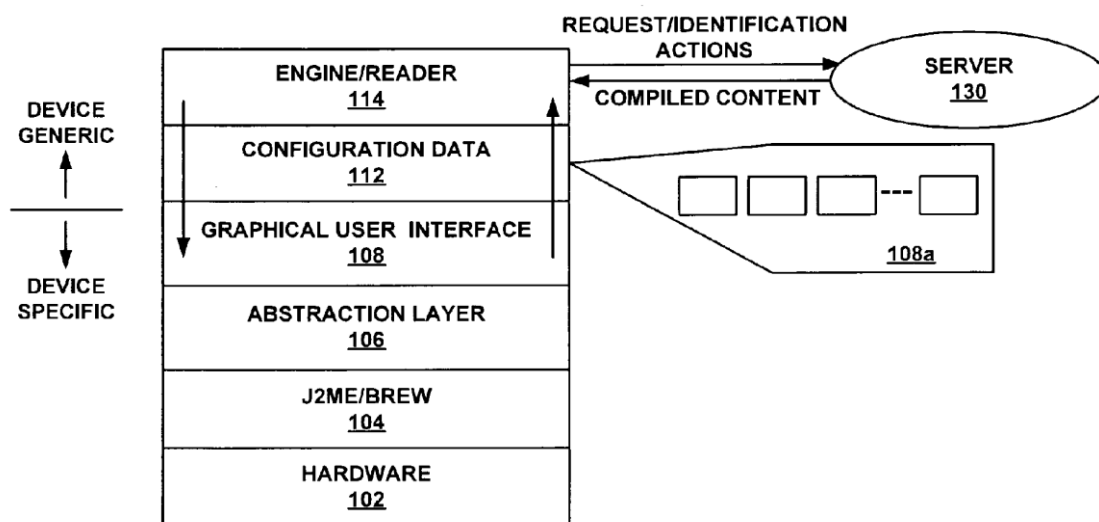
ワイヤレスデバイスがサーバからページ記述と設定データをデバイスが読み取り可能な言語で受信し、デバイスのレンダリング機能の範囲内で受信することで、デバイスが所望のコンテンツを表示できるようになる。865 特許の独立クレーム 1 は、以下の通りである。

1. ワイヤレスデバイスのデータを処理するためのサーバ実装方法において、
ワイヤレスデバイスからアプリケーションプログラムのワイヤレスデバイスの種類の指示を含む要求を受信し、
前記要求の受信に応答して、複数のコンテンツ項目を含むワイヤレスデバイス汎用テンプレートを生成するために、前記アプリケーションプログラムを実行し、
前記アプリケーションプログラムに固有のカスタム構成をワイヤレスデバイスに送

信し、

前記ワイヤレスデバイス汎用テンプレートとワイヤレスデバイスの機能に基づいてページ記述を生成し、前記ページ記述は、前記ワイヤレスデバイスのレンダリング機能の範囲内であるが、ワイヤレスデバイス汎用の構文である少なくとも1つの個別の低レベルレンダリングコマンドを含み、

前記ページ記述をワイヤレスデバイスに送信し、ワイヤレスデバイスが前記ページ記述と前記カスタム構成の両方を使用して、前記複数のコンテンツ項目から少なくとも1つのコンテンツ項目を提示できるようにする。



(2)訴訟の経緯

2022年10月、GoTVはNetflixに対し、3件の特許全てを侵害したとして訴訟を提起した。Netflixは米国特許法第101条に基づく無効を主張したが、地方裁判所は保護適格性を有するとの判決を下した。Netflixは判決を不服として控訴した。

3. CAFCでの争点

争点：クレーム発明が保護適格性を有するか否か

4. CAFCの判断

結論：コンピュータ／ネットワークの通常の機能に改善はなく、抽象的な概念を実行するためのツールとして通常の機能を使用しているに過ぎず保護適格性を有さない。

(1) Alice Step1

CAFC は、本クレームは、一般的な仕様のテンプレートセットという抽象的なアイデアを対象としていると結論付けた。このテンプレートセットは、指定された製品(画像)の最終生産に合わせてユーザの制約に適合するように調整できる。画像のコンテキスト以外では、このアイデアは、たとえば、ドレスまたはズボンの詳細をすべてではないものの多くの詳細を指定するパターン(最終生産時には手足の長さ及びその他の身体寸法が特定の身体に合うように調整される)、または、キッチンキャビネットの設計図(高さ及び壁の長さの測定値に合わせて調整可能)などによく見られる。

また、このテンプレートのアイデアは、ユーザ固有の制約に合わせて画像表示を作成するという点では、特に抽象的であると言える。特に注目すべきは、GoTV の 2007 年の優先日より前の 2004 年に優先権を持つ特許に関する第 1 段階の調査において、ディスプレイを作成するためのテンプレートの使用は、クレームに記載された進歩ではなく、また進歩とはなり得ず、したがって「問題となっているクレームの範囲が抽象的なアイデアを対象としているという事実を変えるものではない」と最近認識した点である。なぜなら、2004 年までにテンプレートの使用は既に日常的かつ慣習的であり、単に汎用的な環境を提供するに過ぎなかったからである。

クレームがレンダリング装置への表示のために情報を収集し組み合わせることを求めている点では、非抽象的なアイデアの進歩に焦点を当てているとは言えない。既に述べたように、情報の収集、保存、整理、表示というアイデア自体が、それ自体抽象的な性質を持つものである(無形性と長年にわたる基本的な慣行の両方を含む)。そして特に本件においては、この点での進歩に焦点を当てることができない。なぜなら、問題となっている情報(コンテンツに関する外観情報とデバイス固有の制約)は、従来技術において、アプリケーションをゼロから開発するソフトウェア開発者が、ディスプレイ装置によってレンダリングされる最終的な画像表示仕様のデバイス固有のセットに到達するために、自ら収集し組み合わせなければならなかった情報だからである。

GoTV はこれに反する意味のある主張を一切行っていない。むしろ GoTV は、これはコンピュータ/ネットワークの改良事例であると主張している。しかし、クレームは、サーバ側、ワイヤレスデバイス側、あるいはそれらを接続するネットワークのいずれにおいても、新たなハードウェアを要求するものではない。特に、クレームは、ワイヤレスデバイスのレンダリング処理の改善を要求するものではなく、レンダリング処理は既定値として扱われている(そのためカスタマイズが必要となる)ため、デバイスの制約内でレンダリングするための最終的な仕様セットを提供するにとどまる。また、クレームは、受信、保存、処理、出力、送信といった通常のコンピュータ(ここではサーバ)機能の改善を要求するものでもない。

GoTVは、クレームに記載されている「アルゴリズム」および「アーキテクチャ」に言及しているが、詳細をさらに特定することなく、これらの非常に一般的なラベルは、抽象的なアイデア自体に適用できるため、GoTVの役に立たない。つまり、デバイスが画面に画像を表示するために使用する最終的な仕様セットを調整するためのテンプレートを使用し、コンピュータ（特定のワイヤレスデバイスを含む）およびネットワークの通常的能力を使用して、そのプロセスを支援する（たとえば、自動化または高速化）ということである。GoTVがより具体的にしようとする場合、クレームのいくつかの用語（クレームに明示されているか、明示された用語の構成の一部）が「特定のデータ構造」を必要とすると述べている。しかし、このラベル自体が一般的すぎて、GoTVの役に立たない。GoTVが依拠する具体的な文言には、サーバとワイヤレスデバイス間で転送されるビットコレクションの「構造」（ヘッダー/ペイロードやビットスロット割り当てなど）に関する規定は一切含まれていない。

また、GoTVは単に「ページ記述 page description」というフレーズに言及しているだけで、この用語の具体的な構造的性質を主張しようとはしていない。そして、解釈されていないこのフレーズは、画面上のレイアウト情報を広く網羅している。GoTVは「レンダリングコマンド」を指摘しているが、このフレーズはデバイスによってレンダリングされるものの説明を広く網羅しており、それは抽象的であり、進歩とさえ言えない。

したがって、ここで問題となっているクレームは、地方裁判所が依拠した **Visual Memory** 事件²のクレームとは決定的に異なる。**Visual Memory**の主張は、コンピュータのメモリシステムの特性に関するものであり、コンピュータのこの基本コンポーネントの改良を主張するもので、その改良はコンピュータのプロセッサとの相互作用に焦点を当てており、特定の主題のために通常のコンピュータコンポーネントを使用するだけの主張とは大きく異なる。

コンピュータ関連特許に関する重要な区分において、どちらかの側に立つ事例をこれまで何度も要約してきた。本件は、抽象的なアイデアを対象とする区分に当てはまる。Alice ステップ1に基づき、CAFCは、地方裁判所の判決に反して、865特許のクレーム1および主張されている他のクレームは抽象的なアイデアを対象としていると結論付ける。

(2) Alice Step2

865特許のクレーム1は、Alice分析のStep2では審査に合格しない。既に述べたよ

² *Visual Memory LLC v. Nvidia Corp.*, 867 F.3d 1253 (Fed. Cir. 2017)

うに、GoTVがこの裁判で依拠しているクレーム1の記述は、通常のコンピュータとネットワークが、以前にサーバ外で収集および結合された情報を収集および結合し、カスタマイズされた画像記述を作成して(改良されていない)ワイヤレスデバイスに送信し、そのデバイスが独自のレンダリング機能を使用して画面に表示すること以外の何ものも要求していない。情報の収集と結合自体は抽象的なものである。速度と効率のメリットは、通常のコンピュータとネットワークによって提供されるものであり、したがって「抽象的なアイデアに特許適格性を与えるものではない」。

結果重視の機能的な表現を超えるような、特にカスタマイズの方法に関する具体的な記述は一切ない。GoTVは、Alice Step2に関する専門家の証言を指摘している。引用された証言はGoTVの助けにはならない。上記のクレーム構成から明らかな、結果重視で機能的に記述されたコンピュータ処理を超える具体的な実装を特定することはできず、また不可能である。また、通常のコンピュータおよびネットワーク機能を使用することによる速度と効率性の利点に関する結論的な主張は、Alice Step2では不十分である。したがって、865特許のクレーム1および他の主張されたクレームはAlice Step2の要件を満たしておらず、§ 101に基づく不適格性により無効であると結論付ける。

5. 結論

CAFCは、保護適格性を有するとした地裁判決を取り消した。

6. コメント

本事件におけるクレームの記載はコンピュータまたはネットワーク自体の改良ではなく、また出願日以前に利用されていたテンプレートの機能に、送信、受信及び実行などの一般的処理を記載しているにすぎないから、抽象的なアイデアと判断された。本事件では保護適格性なしと判断されたが、CAFCは保護適格性を満たすためのヒントを示唆している。

地裁が依拠した Visual Memory 事件のクレームは以下のとおりである。

1. プロセッサに接続可能であり、1つ以上のプログラム可能な動作特性を有するコンピュータメモリシステムであって、前記特性は、前記プロセッサの種類に基づいて前記コンピュータによる構成によって定義され、前記システムはバスによって前記プロセッサに接続可能であり、前記システムは以下を備え、
前記バスに接続された主記憶装置；
前記バスに接続されたキャッシュ、
ここで、前記システムのプログラム可能な動作特性により、前記キャッシュに格納され

るデータの種類の種類が決定される。

Visual Memory 事件のクレームは、コンピュータのメモリシステムに関するものであり、コンピュータの基本コンポーネントの改良を主張するもので、その改良はコンピュータのプロセッサとの相互作用に焦点を当てており、特定の主題のために通常のコンピュータコンポーネントを使用するだけの主張とは大きく異なる。Visual Memory 事件のアイデアにおける「マルチモード動作」は、「異なるタイプのプロセッサを（同一の）対象メモリシステムに搭載しても、個々の性能を著しく損なうことがない」という大きな利点をもたらす。本事件における 865 特許のクレーム 1 の記載では、このようなコンピュータまたはネットワーク上の技術上の効果を見出すことはできない。

また CAFC は、クレーム中の汎用的な文言がより具体的に限定、つまりデータの構造的性質が限定されていれば結論が変わっていた可能性がある点示唆している。例えばクレーム中にサーバとワイヤレスデバイスとの間で転送されるデータについて、ヘッダー、ペイロードまたはビットスロット割り当て等の具体的文言を追加する、あるいは、クレーム中の「ページ記述」及び「レンダリングコマンド」という文言の具体的性質を限定すれば保護適格性を有すると判断されていた可能性がある。地裁と CAFC との間で結論が異なった事例であるが、保護適格性の拒絶を回避するうえで、参考となる事例である。

判決日 2026年2月9日

以上